

臓器提供に係る環境整備について

1. 「医療機関が患者による意思表示の有無を把握する取組」について

- 患者の臓器提供に関する意思を尊重するためには、医療機関が患者の臓器提供に関する意思表示の有無やその内容を把握することが重要であるが、必ずしも円滑に把握できていない場合もある（※1）。

※1 「移植医療に関する世論調査」(平成 29 年内閣府)によれば、臓器を提供する・しないといった意思を運転免許証の裏面等に「記入している」者の割合は約 13%に留まっている(資料2)。

- こうした中で、一部の医療機関では、受診した患者が意思表示をしているかどうかを入院時の問診等で情報収集するなど、患者の意思表示の有無をあらかじめ把握する方法を確立し、ルーティンとして実施している(参考資料1)。

- これを踏まえ、令和 2 年度は、「2 年度臓器提供施設の連携体制構築事業」(※2)の参加施設(拠点施設)において、「医療機関が患者による臓器提供意思表示の有無を把握する取組」を導入することとする(※3)。

※2 臓器提供経験事例数が多い施設と少ない施設の連携体制を構築することで地域における臓器提供体制を充実させることを目的とし、令和元年度より実施している。具体的には、臓器提供の経験数が多い施設から少ない施設に対し、①人員配置やマニュアル作成のノウハウの共有、②臓器提供事例発生時に医師や検査技師が応援に駆けつける等の支援を行っている。

※3 「臓器提供施設の連携体制構築事業」の令和2年度の公募要綱において、任意の方法により患者による臓器提供意思表示の有無を把握することを本事業における拠点施設に求められる要件として定めることとする。

2. 「臓器提供が行われる可能性がある事例に関し、関係者内の早期かつ漏れのない情報共有を促す取組」について

- 患者やその家族の臓器提供に関する意思を尊重するためには、患者の家族に対し、臓器提供の機会があること等についての的確な情報提供が必要だが、臓器提供に関する意識調査(※4)によると、予後不良な患者の家族に対する臓器提供に関する情報提供について、「多くの場合している」「どちらかというとしている」と回答した医師は、回答した医師の

約 15%に留まっている（資料 2）。また、臓器提供の実施率には施設間で差が見られるところ、研究班（※5）の報告によると、患者の家族に対する情報提供の実施が少ない背景には、次のような要因もある。

- ・ 施設における臓器提供の経験が少ない。
- ・ 情報提供を実施するかどうかについて、チームによる検討がなされず、担当医のみにより判断が実施されている。

※5 厚生労働科学研究費難治性疾患等政策研究事業免疫アレルギー疾患等政策研究事業「脳死下・心停止下における臓器・組織提供ドナー家族における満足度の向上及び効率的な提供体制構築に資する研究」（主任研究者 横田裕行教授）

- 事例の発生について適切なタイミングで臓器提供に関係する部署に連絡する仕組みを設けることで、①事例が発生した医療機関における医療従事者間の情報共有、②連携している施設間での情報共有による臓器提供経験の多い施設からの速やかな支援、③臓器提供を行う上での課題に関する情報収集等につながると考えられる。

そのため、令和 2 年度は、「臓器提供施設の連携体制構築事業」の参加施設（連携施設）において、予後不良な患者が「医学的項目による基準」（※6）を満たすことが確認された場合、連携施設から拠点施設に対し、その旨連絡することとする（参考資料 2）。

※6 関係部署に連絡すべきタイミングの目安として、研究班（※5）により作成されたもの。